

令和元年度（山形県）
公認指導者資格B指導員養成講習会・更新講習会開催要項

- 1 主 催 : 公益財団法人全日本柔道連盟
- 2 主 管 : 山形柔道連盟
- 3 目 的 : 柔道指導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。
- 4 期 日
「第1日目」令和元年12月 8日（日） 9：00～17：00
「第2日目」令和元年12月14日（土） 9：00～16：00
「第3日目」令和元年12月15日（日） 9：00～17：00
* 第2日目の講習終了後、検定試験を行います。
- 5 場 所 : 山形市総合スポーツセンター柔道場及び会議室
〒990-0075 山形県山形市落合町1番地 Tel：023-625-2288
- 6 受講条件
 - (1) 資格取得受講対象者は、今年度全日本柔道連盟に「会員登録」ならびに指導者登録をしている者で、本年12月8日現在で20歳以上、3段以上、C指導員認定後2年以上経過している者。
 - (2) 資格更新受講対象者は、今年度全日本柔道連盟に指導者登録をしているA及びB指導員。
*更新ポイント制度だけの運用になります。（講義1コマ→1ポイント）。
- 7 実施内容
【別添】カリキュラムにより、
 - (1) B指導員資格取得者は、18時間の講習会終了後、検定試験を1時間行う。
また、その他に6時間の課題レポートを提出する。
 - (2) A及びB指導員更新者は、上記講習期間のうち、最低1日受講すること。
- 8 留意事項
 - (1) 資格基準について、上記6の条件を満たしている場合のみ受講すること。
 - (2) 更新方法は、【別表】を確認すること。
 - (3) 受講希望者は、登録している地区柔道連盟に申し込むこと。各地区柔道連盟は、当該地区の受講者名簿を下記担当者あて期限内に提出すること。
 - (4) 更新受講者は、「更新カード」を当日持参してください。
*当連盟から更新カードが届いていない者については、受付時、係員にその旨を申し出てください。
- 9 受講料：
 - (1) 資格取得者：6,000円（講習会受講費・テキスト代を含む）。
 - (2) 更新受講者：2,000円（テキスト代は含まない）。

- 10 担当者： 山形県柔道連盟事務局 縄野 一史
連絡先： e-mail:abusan23@gmail.com
TEL/FAX：023-641-8818
携帯：090-8505-8905

11 更新方法

- (1) A及びB指導員は、有効期限が令和2年3月31日で切れる場合、本講習会終了後、本事務局に更新カード（10ポイント以上取得）を提出すること。
- (2) A及びB指導員で、既に10ポイント以上取得しており、有効期限が令和2年3月31日で切れる場合については、各地区柔道連盟事務局に同カードを提出し、各地区柔道連盟事務局は、同カードを取りまとめ、本講習会最終日の12月15日までに、本事務局担当者に提出すること（各地区柔連以外からの提出は受け付けない。）。この場合、更新料は無料。

*** 新更新カードは、後日、各地区柔道連盟事務局に送付します。**

12 携行品

- (1) テキスト、筆記用具等、更新カード（更新講習受講者）
*テキストが必要な者は、一冊500円で販売します（部数限定）。
- (2) 柔道着及びトレーニングウェア

13 その他

- (1) 昼食は、各自でご準備願います。
- (2) 所定の更新ポイント数を超えて取得した更新ポイントは資格有効期間が満了すると失効し、次の有効期間に持ち越されることはありません。
- (3) 審判法や形に特化した講習会（審判講習会、形講習会）は、講義時間にかかわらず、有効期間内にそれぞれ1ポイントのみ付与される。例えばAライセンス審判員講習会は有効期間内に何度受講しても1ポイントのみの取得となります。
- (4) 本講習会の1講義科目として実施される審判法や形は上記(2)の対象外とし、通常の講義と同様に1講義1ポイントで付与されます。
- (5) 指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となります。
ア 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新講習会を受講することで、有効になります。
イ 会員登録、資格登録を怠ったとき。→期間内であれば登録することで有効となります。
- (6) B指導員資格を取得した場合（移行措置を除く）、日本スポーツ協会公認コーチ1の専門科目の講習・試験が免除されます。